

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九一―一七（俸給の特別調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和五年三月三十一日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則九一―一七―一六八

人事院規則九一―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げる標記部分に傍線を付した表で改正前欄にこれに対応する表を掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、



		北方対策本部	(略)
		審議官 調査官（人事院 の定めるもの に限る。）	(略)
		二種	一種 (略)

		子ども・子育て 本部	北方対策本部	(略)
		参事官 室長（人事院の 定めるものに 限る。） 企画官（人事院 の定めるもの に限る。）	審議官 調査官（人事院 の定めるもの に限る。）	(略)
		二種	一種 二種	一種 (略)

(略)
(略)
(略)

五・六 (略)

七 警察庁

(略)	組 織	(略)	サイバーセ キュリティ 対策研究・ 研修セン ター	(略)
(略)	官 職	(略)	所長	(略)
(略)	区 分	(略)	二種	(略)

八〇十一 (略)

十二 子育て家庭庁

(略)
(略)
(略)

五・六 (略)

七 警察庁

(略)	組 織	(略)	サイバーセ キュリティ 対策研究・ 研修セン ター	(略)
(略)	官 職	(略)	所長	(略)
(略)	区 分	(略)	三種	(略)

八〇十一 (略)

(新設)

十三  
(略)

支援施設			国立児童自立		内部部局		組織	
課長	次長	施設長	企画官（人事院の定めるものに限る。）		室長（人事院の定めるものに限る。）	課長	審議官	官職
四種	二種	一種			二種		一種	区分

十二  
(略)

十四 総務省

総合通信局		(略)	所				統計研究研修	(略)	組織
部次長	総合通信調整官	(略)	(略)	統括教授	部長	(略)	(略)	官職	
三種	(略)	(略)	(略)	三種	二種	(略)	(略)	区分	

十三 総務省

総合通信局		(略)	所				統計研究研修	(略)	組織
部次長	総括調整官(人事院の定め)	(略)	(略)	術研究官	次長	(略)	(略)	官職	
三種	(略)	(略)	(略)	三種	二種	(略)	(略)	区分	

十五  
～  
十八  
  
(略)

		事務所		沖縄総合通信			
課長 (削る)		総合通信調整官	(略)	(略)	課長 (削る)		
四種		三種	(略)	(略)	四種		

十四  
～  
十七  
  
(略)

		事務所		沖縄総合通信			
課長 信書便監理官	るものに限る。)	総括調整官(人事院の定めるものに限る。)	(略)	(略)	課長 信書便監理官	るものに限る。)	
四種		三種	(略)	(略)	四種		

十九 出入国在留管理庁

(略)	入国者収容所	(略)	組織
(略)	課長 首席入国警備官 統括入国警備官 (人事院の定めるものに限る。)	(略)	官職
(略)	五種	(略)	区分

二十〇～二十七 (略)

二十八 厚生労働省

十八 出入国在留管理庁

(略)	入国者収容所	(略)	組織
(略)	課長 首席入国警備官	(略)	官職
(略)	四種	(略)	区分

十九～二十六 (略)

二十七 厚生労働省

						国立感染症 研究所支所	(略)	組 織
						支所長	(略)	官 職
						部長		
						課長		
						室長（人事院の 定めるものに 限る。）		
						主任研究官（人 事院の定め るものに限 る。）		
						四種		区 分
						三種		
						二種	(略)	

国立児童自立						国立感染症 研究所支所	(略)	組 織
施設長						支所長	(略)	官 職
						部長		
						課長		
						室長（人事院の 定めるものに 限る。）		
						主任研究官（人 事院の定め るものに限 る。）		
一種						四種		区 分
						三種		
						二種	(略)	

沖繩麻薬取	(略)	設 害児入所施 立福祉型障 立支援局国 センター自 テーション リハビリリ 国立障害者	(略)	
(略)	(略)		次長	(略)
(略)	(略)		三種	(略)

沖繩麻薬取	(略)	設 害児入所施 立福祉型障 立支援局国 センター自 テーション リハビリリ 国立障害者	(略)	支援施設	
(略)	(略)		施設長	課長	次長
(略)	(略)		一種	四種	二種

内部部局		組織	締支所
所長	首席開発評価管 理官	官職	課長 (削る)
(略)			(略)
四種(人)	事院が 別に定 める場	区分	五種
(略)			(略)

二十九～三十六 (略)  
三十七 国土交通省

内部部局		組織	締支所
所長	(新設)	官職	課長 情報官(人事院 の定めるもの に限る。)
(略)			(略)
四種(人)	事院が 別に定 める場	区分	五種
(略)			(略)

二十八～三十五 (略)  
三十六 国土交通省

内部部局	組織	三十八～四十 (略)	四十一 海上保安庁	(略)								
				の定めるもの	副所長(人事院)	(略)	官職	(略)	(略)			
								三種	(略)	区分	(略)	(略)

内部部局	組織	三十七～三十九 (略)	四十 海上保安庁	(略)							
				(新設)	(略)	官職	(略)	(略)			
							三種	(略)	区分	(略)	(略)

四十二〜四十四	(略)		
	(略)	(略)	業務管理官（人 事院の定め るものに限 る。）
(略)	(略)		
四十一〜四十三	(略)		
	(略)	(略)	業務管理官（人 事院の定め るものに限 る。）
(略)	(略)		

附 則

（施行期日）

第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（人事院規則一―五七の一部改正）

第二条 人事院規則一―五七（復興庁設置法の施行に伴う関係人事院規則の適用の特例等に関する人事院規

則)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の  
ように改める。

改正後				改正前							
組織 官職 区分				〔十三〕 デジタル庁				(復興庁が廃止されるまでの間における人事院規則の適用の特例)			
								第一条 (略)			
組織 官職 区分				〔十二〕 デジタル庁				2 (略)			
								3 復興庁が廃止されるまでの間における規則九 ―一七 (俸給の特別調整額) 別表第一の規定の適用については、同表中			

デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第十三条第一項に規定する職又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いてい る職員で構成される組織	審議官	一種
	参事官 企画官（人事院の定めるものに限る。）	
	二種	

デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第十三条第一項に規定する職又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いてい る職員で構成される組織	審議官	一種
	参事官 企画官（人事院の定めるものに限る。）	
	二種	

とあるのは、

「十三」 デジタル庁

組 織	官 職	区 分
デジタル庁設 置法（令和三 年法律第三十 六号）第十三 条第一項に規 定する職又は 当該職のつか さどる職務の 全部若しくは 一部を助ける	参事官 審議官 企画官（人 事院の定 めるもの に限る。）	一種 二種

とあるのは、

「十二」 デジタル庁

組 織	官 職	区 分
デジタル庁設 置法（令和三 年法律第三十 六号）第十三 条第一項に規 定する職又は 当該職のつか さどる職務の 全部若しくは 一部を助ける	参事官 審議官 企画官（人 事院の定 めるもの に限る。）	一種 二種

職に就いてい る職員で構成 される組織	

十三の二 復興庁

組 織	復興庁設置法 (平成二十三 年法律第二百 十五号)第十 二条第一項に 規定する職又 は当該職のつ かさどる職務	
	官 職	審議官 参事官 企画官(人 事院の定 めるもの に限る。)
区 分	一 種	二 種

職に就いてい る職員で構成 される組織	

十二の二 復興庁

組 織	復興庁設置法 (平成二十三 年法律第二百 十五号)第十 二条第一項に 規定する職又 は当該職のつ かさどる職務	
	官 職	審議官 参事官 企画官(人 事院の定 めるもの に限る。)
区 分	一 種	二 種

4  
(略)

とする。

復興局			の全部若しくは一部を助ける職に就いてる職員で構成される組織
参事官	次長	局長	
四種	二種	一種	

4  
(略)

とする。

復興局			の全部若しくは一部を助ける職に就いてる職員で構成される組織
参事官	次長	局長	
四種	二種	一種	